



おんせん県おおいた

令和6年度 障害者総合支援法に係る 事業者説明会 (障がい者サービス)

令和7年3月25日(火)～26日(水)

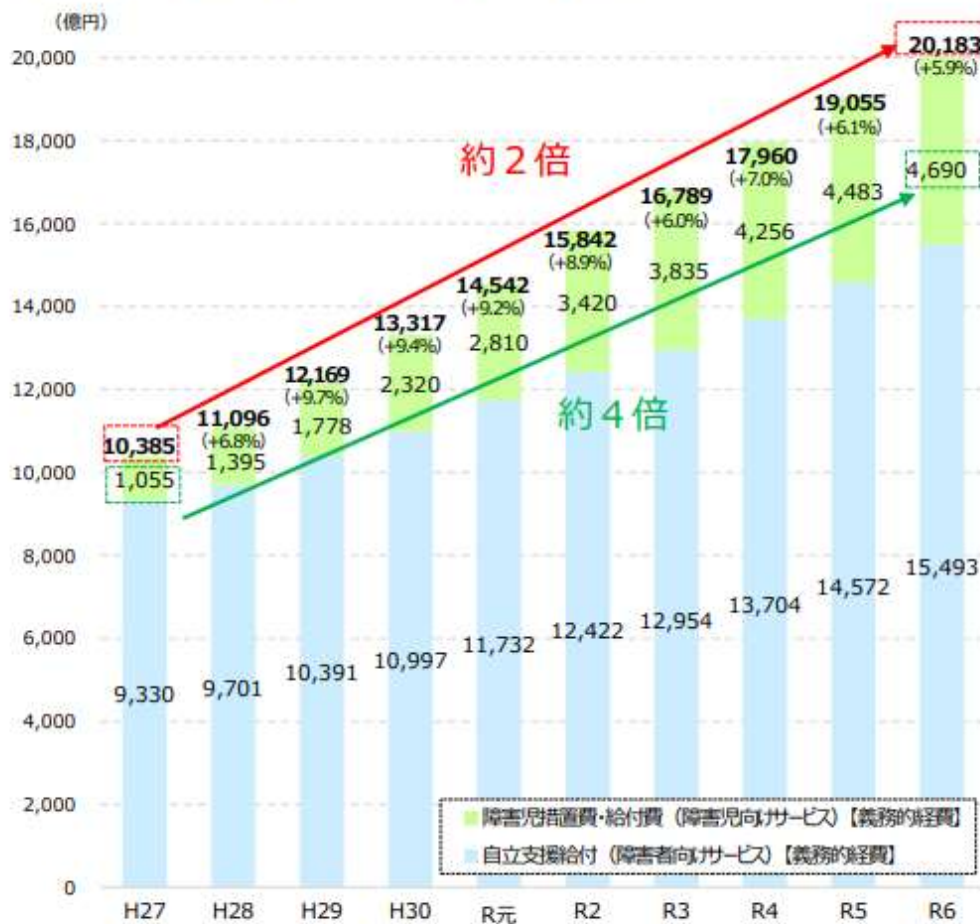
大分県障害福祉課 施設支援班

地域連携や地域移行・定着について

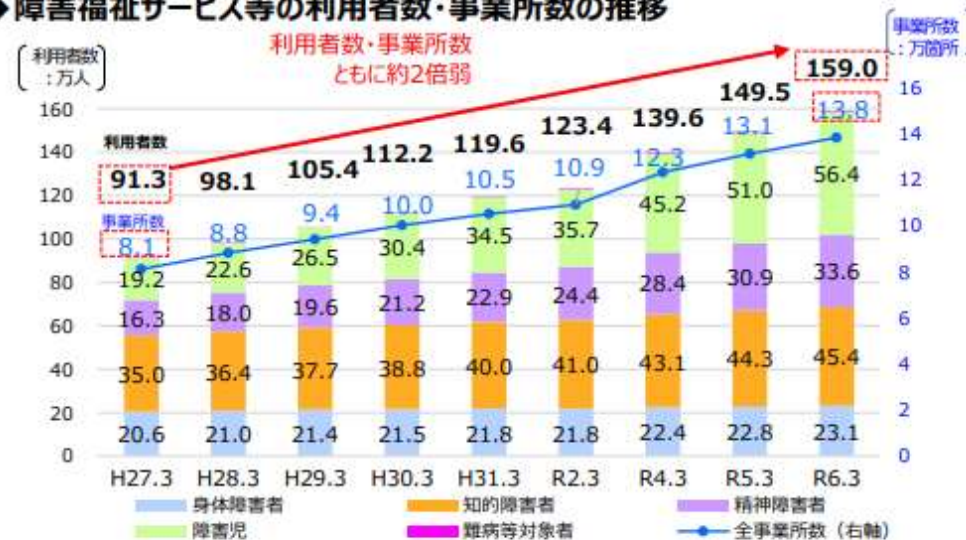
障害福祉サービス等の現状（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（うち、障害児向けサービスは約4倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍弱に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約3倍であり、著しく高い伸び。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）



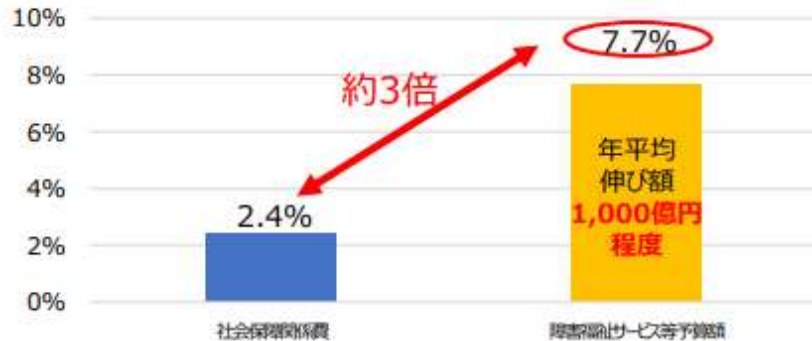
◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



（出所）国保連データを基に作成。

（注）利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆社会保障関係費の伸び率との比較（H27年度～R6年度）



障害福祉サービス等の現状（利用者・事業所数の増加要因）

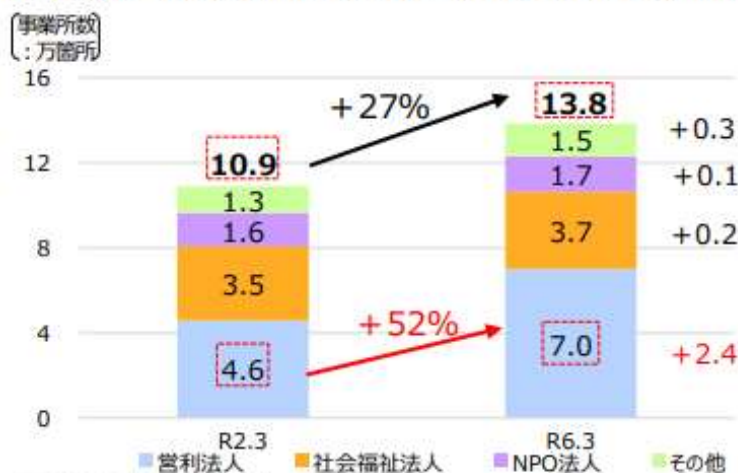
- 総費用額の伸びには、利用者数の増加が大きく寄与。高齢化による影響以上に障害児の伸びが顕著。
- 事業所数の伸びを見ると、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービス（グループホームなど）では営利法人の参入が急増。
- 原則1割の利用者負担であるが、所得に応じて負担限度額が設定。利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



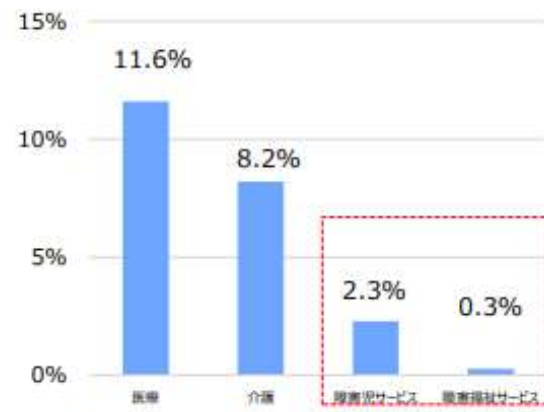
(出所) 国保連データを基に作成。
 (注) 総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値。

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び（直近5年）とその内訳



(出所) 国保連データを基に作成。
 (注) 複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆費用額に占める自己負担額割合の比較



(出所) 医療は「令和3年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和3年度介護保険事業状況報告(年報)」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害児サービス及び障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

◆年齢別 利用者数の推移

(注) 国保連データを基に作成。

	R2.3	R6.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	10.7万人	13.2万人	+2.5万人 (+23.4%)
18歳以上 65歳未満	77.5万人	90.2万人	+12.7万人 (+16.4%)
18歳未満	35.2万人	55.6万人	+20.4万人 (+58.0%)
利用者数 合計	123.4万人	159.0万人	+35.6万人 (+28.9%)

◆営利法人の事業所数伸び率（直近5年）

(注) 国保連データを基に作成。



	H19.11	H20.7	H22.4	R6.3
利用者負担率	4.28%	2.86%	0.37%	0.27%
主な軽減措置	中低所得者の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の無償化	-

(注) 利用者負担率は、「障害福祉サービス」の値。

持続可能性の確保等に向けた自治体の取組（障害福祉計画）

○ 障害福祉サービスは費用に加え不正受給額も増加傾向。医療・介護分野では、費用等の増加を背景に、その適正化の観点から計画の策定を求めた上で、各自治体の取組を促す枠組みが導入されている。他方、障害福祉計画では障害福祉サービス等に関する提供体制の確保に係る目標や必要量の見込み等を記載することとされているが、適正化に係る事項の記載は求められていない。

◆ 行政処分に伴う給付費の返還請求額の状況

(返還請求額(億円))



(出所) 厚生労働省「障害保健福祉関係会議」資料

◆ 医療・介護における計画の事例

	医療	介護
計画名	医療費適正化計画	介護給付適正化計画
策定主体	国・都道府県	都道府県・市町村
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律	介護保険法
策定周期	6年	3年
策定の目的	国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくこと	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する
記載事項(例)	医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項	介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき事項

◆ 障害者総合支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 **市町村は**、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「**市町村障害福祉計画**」という。）を定めるものとする。

2 **市町村障害福祉計画**においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 **障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項**
 - 2 **各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**
 - 3 **地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**
- 3～12 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 **都道府県は**、基本指針に即して、**市町村障害福祉計画の達成に資するため**、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「**都道府県障害福祉計画**」という。）を定めるものとする。

2 **都道府県障害福祉計画**においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 **障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項**
 - 2 **当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**
 - 3 **各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数**
 - 4 **地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**
- 3～10 (略)

◆ 改革工程（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

・ **障害福祉サービスについて**、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、**制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。**

【改革の方向性】（案）

○ 障害福祉サービスに係る費用や不正が増加する中、他制度の取組も参考としつつ、給付適正化の観点や制度の持続可能性の確保を踏まえて取り組むべき事項を障害福祉計画において位置づける法制上の措置を講じた上で、自治体の取組を促すべき。

共同生活援助の地域連携会議について

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

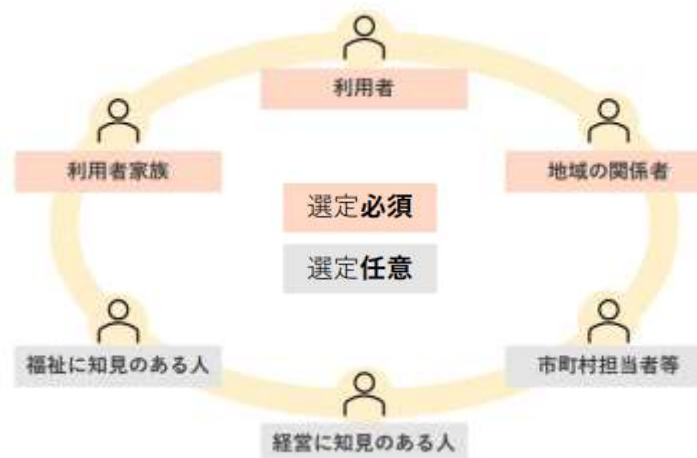


地域連携会議について

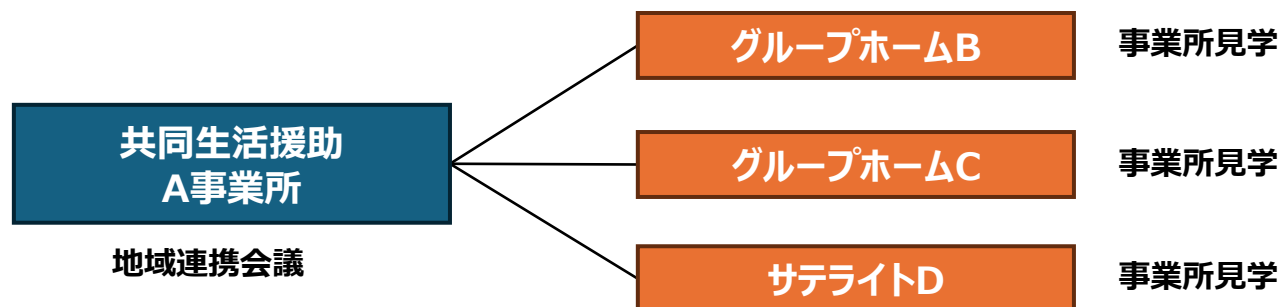
●事業所と地域との連携による

- ①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護
- を目的に、事業所が設置する外部の目を入れた会議体。

●会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者などを想定。このうち、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要。



●地域連携推進員による事業所見学は、共同生活住居単位となることから、グループホームB、グループホームCサテライトDそれぞれに年1回以上行われることが必要です。



会議の議題例

1 施設等やサービスの透明性・質の確保 (40分)

- 利用者の日常生活の様子について
- 経営状況の報告
- BCP（業務継続計画）の策定状況について

2 施設等と地域との連携 (40分)

- 障害についてのレクチャー
- 近隣からの苦情等の共有
- 地域行事のご案内

3 利用者の権利擁護 (40分)

- 虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- 支援者の様子
- 利用者の意向アンケート結果

会議は年に1回以上の開催であり、頻度が高いわけではないため、2時間程度時間を確保し、内容を充実させることが望まれます。

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。

(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどのようなものが想定されるか。

(答)

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

<厚生労働省 地域連携推進会議の手引き>

下記のURLから地域連携推進会議の手引きが入手可能です。

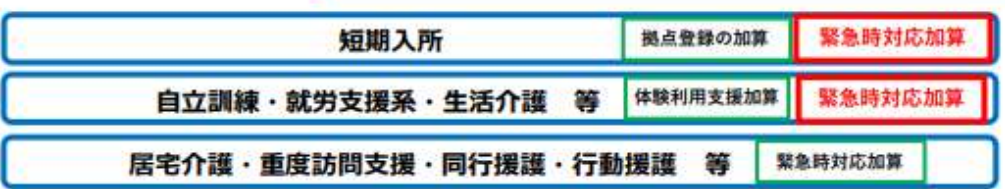
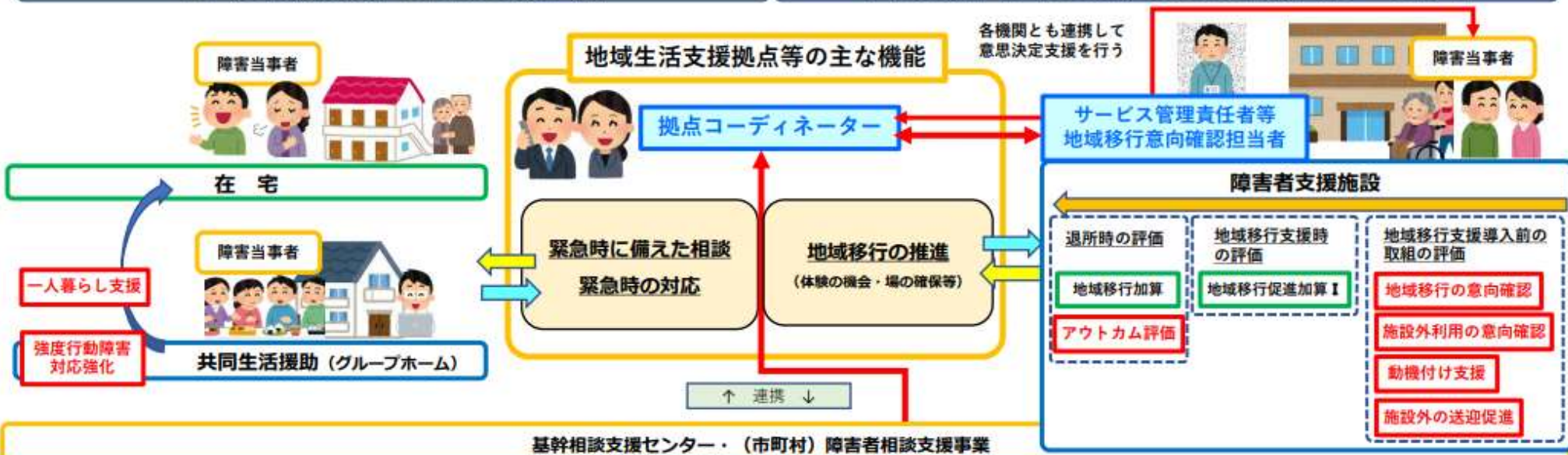
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

地域移行・地域定着について

地域移行に向けた取組の全体像(イメージ図)

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



* 図内の枠色について

既存の障害福祉報酬での取組

R6 障害福祉サービス等報酬改定

* 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓

行政機関(障害福祉・高齢・保健等)・医療等の関係機関 (自立支援) 協議会等の協議の場

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

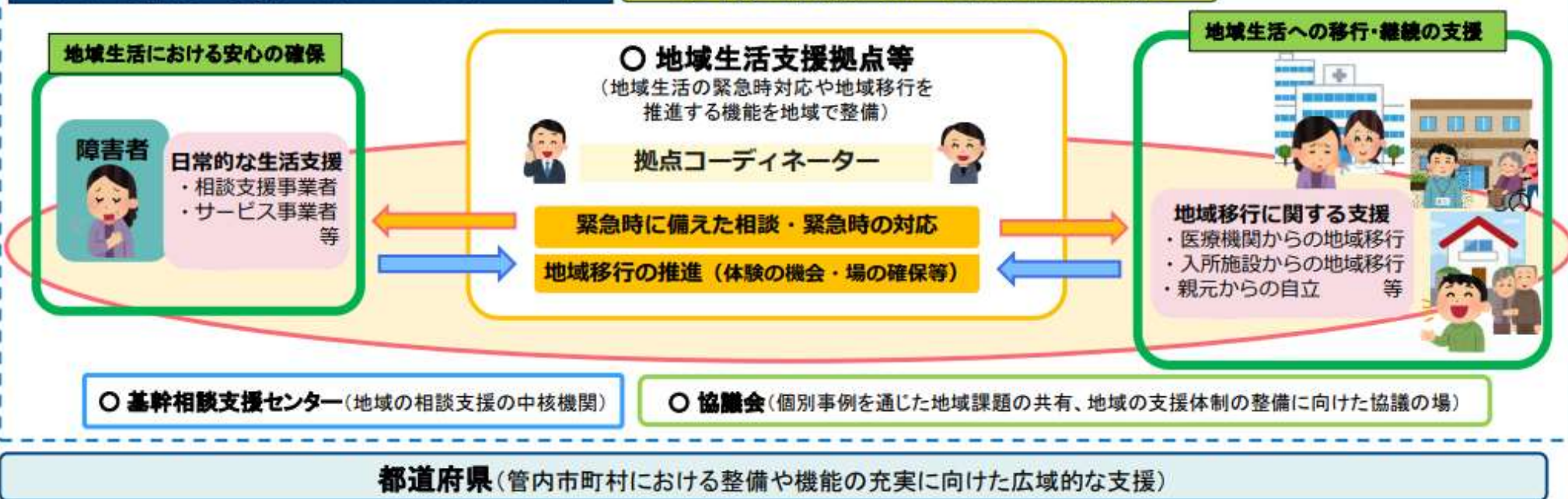
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

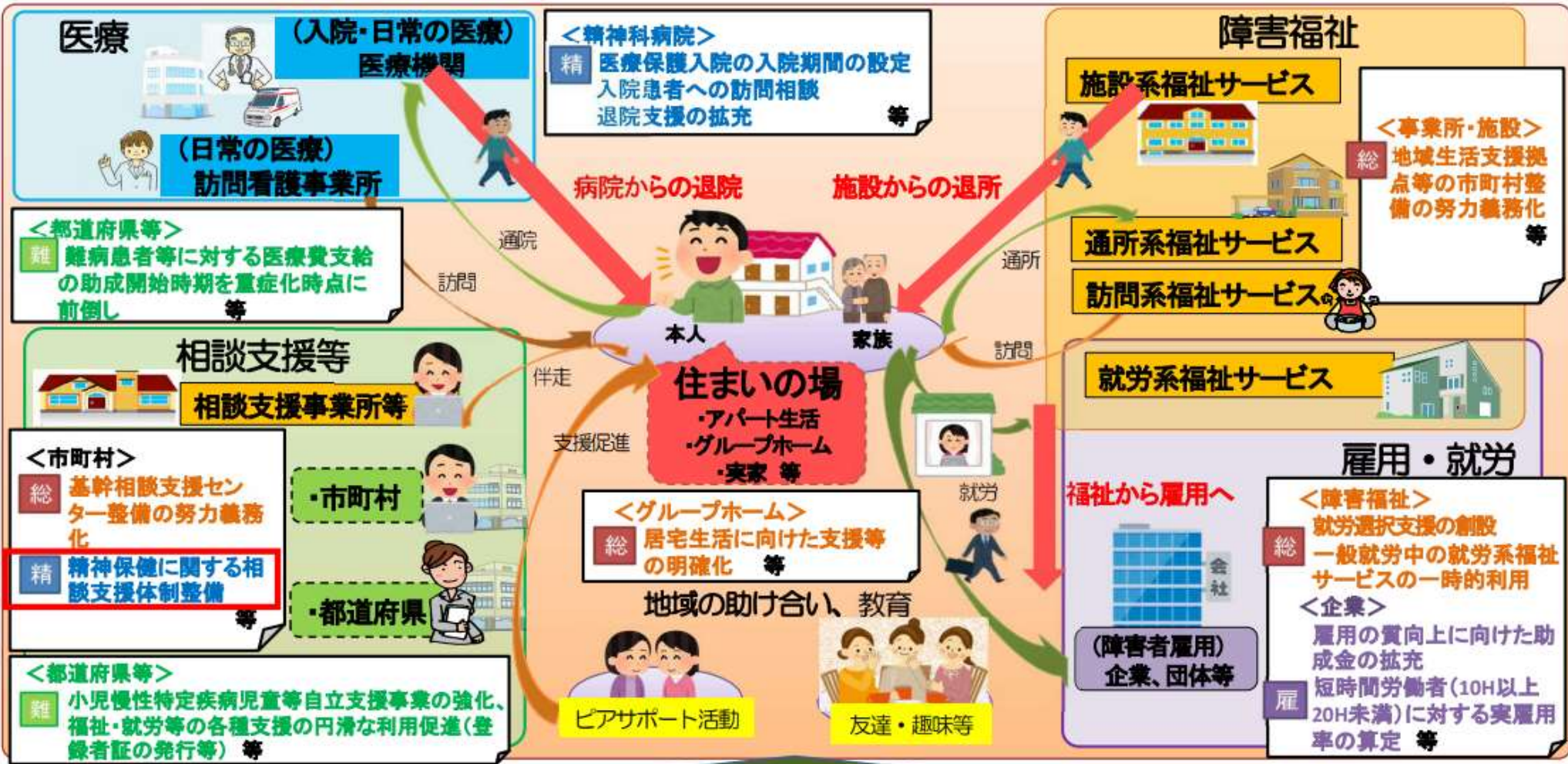
- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）



大 分 県
地域移行・地域定着支援事例集
(令和7年 月)

令和7年 月【第6次改訂版】
(平成30年2月初版)

大分県自立支援協議会
地域移行専門部会

地域移行支援・地域定着関連の報酬（抜粋）

名称	概要	備考
障害者支援施設		
1 地域移行等意向確認体制未整備減算	地域移行および施設外の日中サービスの意向確認を未実施の場合 -5単位/日（R8年度より減算）	R6年度から努力義務。 R8年度から義務化
2 地域生活移行個別支援特別加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対する地域で生活するために必要な相談援助・個別支援等 （Ⅰ）…12単位/日（体制加算） （Ⅱ）…306単位/日（3年以内、個人加算）	社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する従事者がおり、精神科を担当する医師による月2回以上の定期指導等が行われていること
3 地域移行促進加算（Ⅰ）（Ⅱ） ※（Ⅱ）：R6新設	入所者に対し、通所サービスやグループホームの体験等、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合 （Ⅰ）…宿泊体験支援 120単位/日 （Ⅱ）…食事体験等の支援（宿泊なし） 60単位/日（月3回まで）	（Ⅰ）：市町村により地域生活支援拠点等としての位置づけられ連携担当者を1名以上配置していること
4 地域移行加算	退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合 500単位/回（入所中2回、退所後1回まで）	居住には福祉ホームや共同生活援助を含む
5 地域移行支援体制加算 ※R6新設	前年度の地域移行の実績がある施設において、入所定員を減じた場合 区分に応じて2～15単位/日（1年限度、定員減1人あたり）	

名称	概要	備考
2 共同生活援助（グループホーム）		
1 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	一時的・体験的な利用をした場合 273～717単位/日（1回連続30日以内、年50日以内）	事前の支給決定が必要
2 強度行動障害者体験利用加算	一定の研修を修了した者を配置している事業所における、強度行動障害がある方に対する体験利用をした場合 400単位/日	強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の修了者を配置し、かつ生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）の修了者が20%以上であること
3 強度行動障害者地域移行特別加算	入所施設等に1年以上入所していた強度行動障害（行動関連項目10点以上）がある方に対し、相談援助や個別支援等を行った場合 300単位/日（入所施設等の退所から1年間以内）	基準を超える生活支援員の配置、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）等の修了者による支援計画の作成、かつ生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）等の修了者が20%以上であること
4 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） ※R6拡充	強度行動障害を有する利用者等に支援計画に基づき個別支援を行った場合 （Ⅰ）…360単位/日（区分6かつ行動関連項目10点以上（180日以内は+500単位/日）） （Ⅱ）…180単位/日（区分4かつ行動関連項目10点以上（180日以内は+400単位/日））	
5 精神障害者地域移行特別加算	精神科病院等に1年以上入院していた精神障害がある方に対する、専門職による相談援助や個別支援等 300単位/日（退院から1年間以内）	社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置し支援すること

就労選択支援について

令和7年3月14日 社会保障審議会（障害者部会）参照

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改変)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

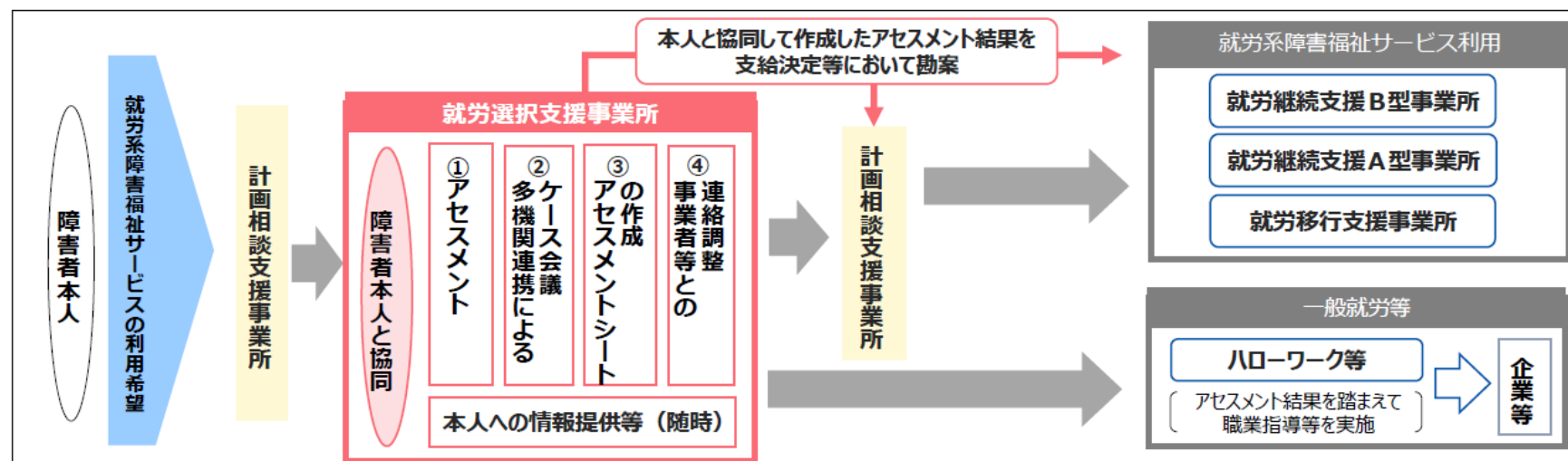
- 就労選択支援サービス費 **1,210単位/日**
 - 特定事業所集中減算 **200単位/日**
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたもの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則 **1か月** 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

(注)「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。(令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。)



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援の対象者について①

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、現行の就労アセスメントや暫定支給決定を経た利用を認める。
 - ・ 既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者 (就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

就労選択支援の対象者について②（新）

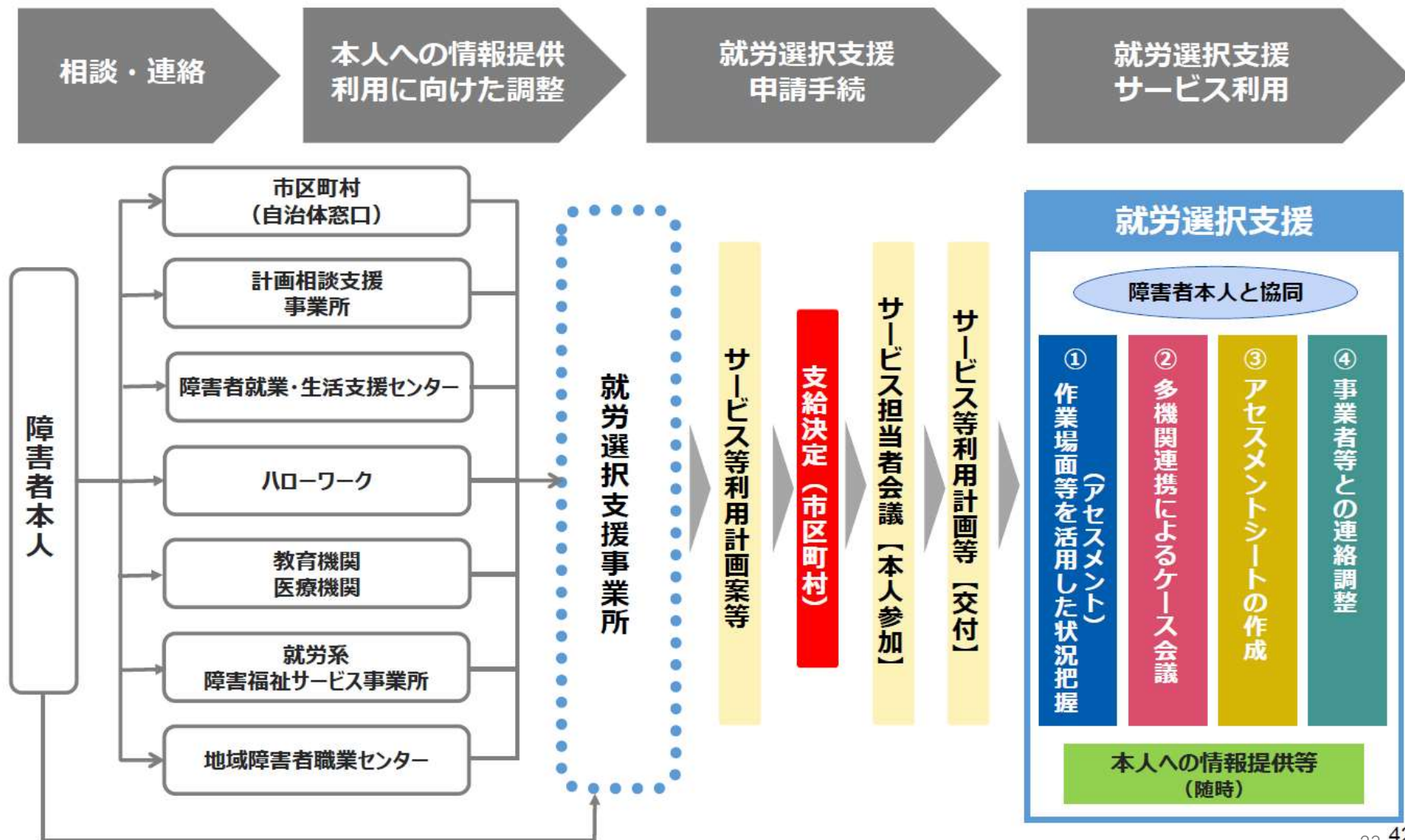
概 要

- 令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
 - ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
 - ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、例外的に、就労移行支援等による就労アセスメントや暫定支給決定を経た就労継続支援A型等の利用が認められる場合として、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

方向性

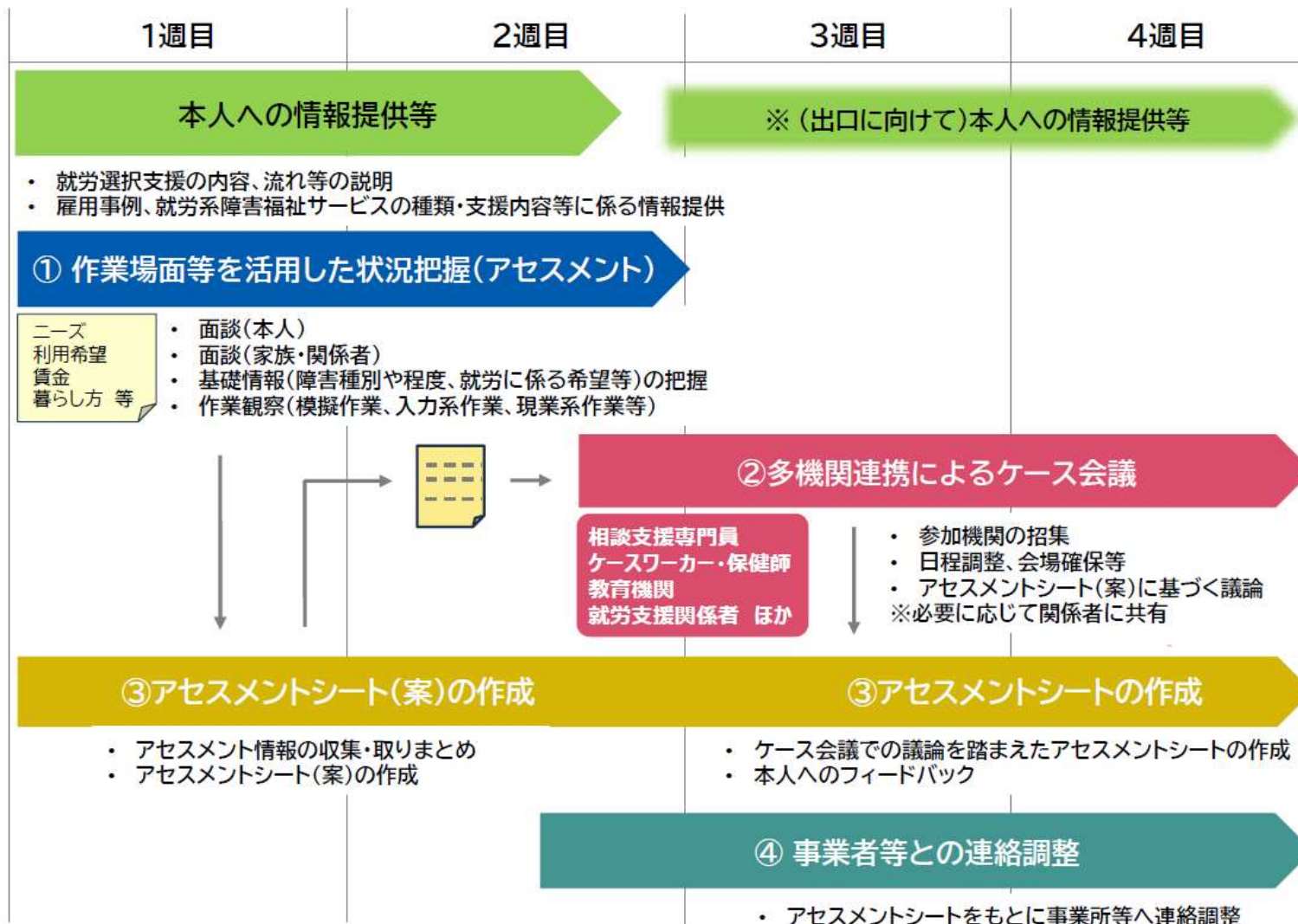
- 例外事由に該当する場合は、就労移行支援等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用や、暫定支給決定を経た就労継続支援A型の利用、市町村審査会の個別審査を経た就労移行支援の標準利用期間を超えた利用を認める。
- ※ なお、就労選択支援を原則利用することとした趣旨は、利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するためである。就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

就労選択支援サービス利用までの流れ②（イメージ）



就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

情報公表制度について

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

登録シートを県に提出（※）→県で登録→詳細事項を入力し承認申請→県が国へ公表依頼→完了

情報公表未報告減算【新設】

（※）新規事業所：申請書に添付

その他未登録事業所：メールにて提出（提出先：s12500@pref.oita.jp）

・100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

情報公表制度における注意事項

○情報更新

毎年5月上旬にWAMNETよりメール通知

7月末までに、事業所情報を更新し、承認申請

(情報に変更ない場合も承認申請が必要)

○メールアドレス

補助金、国通知、各種研修の案内等周知に使用

変更がある場合は、都度障害福祉課施設支援班へメールで報告してください

～メール本文に記載するもの～

- ・法人名
- ・事業所名（事業所メアドに変更がある場合のみ）
- ・変更後メールアドレス

報告先：障害福祉課施設支援班：s12500@pref.oita.jp

障害者虐待防止について

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

虐待防止における注意事項

○運営規程

運営規程には、下記5つについて明記すること（事業所ハンドブック指定基準編P55）

- ・虐待の防止に関する担当者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・虐待防止委員会の設置

虐待防止研修について

○従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

(年1回以上)

○参考となる研修および資料

- ・【厚生労働省】 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
講義動画

- ・大分県障害者虐待防止・権利擁護研修
毎年12月～1月頃実施
講義動画の視聴及び集合形式による演習

令和6年度大分県障がい者虐待防止・権利擁護研修プログラム（演習部分）

第一期：12月10日（火） 第二期：1月21日（火）

時 間	内 容
9:00～9:30	受付
9:30～9:35	障害福祉課あいさつ
9:35～10:00	研修の趣意説明・自己紹介等
10:00～12:00	虐待が疑われる事案への対応（演習）
12:00～12:50	昼休み
12:50～14:50	虐待防止委員会の活性化（演習）
14:50～16:50	身体拘束適正委員会の運営（演習）

虐待と思われる行為を発見した場合

障害者虐待防止法第十六条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

☆通報→相談

☆通報（相談）先は、虐待を受けたと思われる利用者の
援護（支給決定）市町村

○通報（相談）後の対応

行政による立ち入り調査等

→通知、指導等

※あくまで、虐待者を指導・処分するためではなく、施設の支援体制の改善を図るもの

